第8章 運営・体制の整備

第1節 方向性

運営・体制の基本方針(「第3章 大綱・基本方針」を参照)に基づき、運営・体制の方向性を以下に示す。

- ・ 国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の所有者と必要に応じて協議、調整の場を設けるなどして 緊密な連携を図り、協力を得ながら事業を進める。
- 文化庁、愛知県及び庁内関係部局との緊密な連携を図る。
- ・ 公益財団法人犬山城白帝文庫との連携を強化し、大学や研究機関等との連携を視野に入れた 官民連携による調査研究体制を構築する。
- 大規模災害時の危機管理体制の確立を図る。
- ・ 保存・活用・整備が着実に実施されているかどうかを検証し、課題を把握したうえで、その 解決を図る。
- ・ 市民及び民間団体等との連携により、保存・活用・整備を継続的に実施するための体制構築 及び財源確保を図る。

第2節 運営・体制の整備

1 運営・体制の現状・課題

(1) 管理状況

史跡犬山城跡は、犬山市が管理団体に指定され、史跡指定地内における保存のために必要な管理を行っている。

指定地内の日常の維持管理については、本丸、杉の丸、大手道、城山外縁部は、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が行い、城前広場及び犬山丸の内緑地は、犬山市都市整備部土木管理課が行っている。また、樅の丸、松の丸及び桐の丸については、それぞれの所有者が日常の維持管理を行っている。

犬山城天守は現在公益財団法人犬山城白帝文庫が所有しているが、犬山市が管理団体として 管理を行っている。

表 8.1 犬山城天守の管理役割分担(計画の策定時点)

| 組織名 | | 管理上の役割分担 |
|---------------|----------------|-----------------------------|
| 公益財団法人犬山城白帝文庫 | | 所有者 |
| | | • 犬山城関連の諸委員会に所有者として出席し、助言する |
| 犬山市 | | 管理団体 |
| | 教育委員会歴史まちづくり課 | • 天守の全般管理と運営 |
| | | • 天守の保存修理や活用等の計画 |
| | | • 委員会の開催 |
| | 犬山城管理事務所 | • 管理業務の実施 |
| | | • 災害等緊急時の対応 |
| | 警備会社(犬山市からの委託) | • 天守の安全管理、巡回 |
| | | • 災害等緊急時の対応 |

表 8.2 史跡犬山城跡の管理役割分担(計画時の策定時点)

| 組織名 | 管轄区域 | 管理内容 |
|--|---------------|---|
| 犬山市 | | 管理団体 |
| 教育委員会歴史まちづくりま 犬山城管理事務所 警備会社(犬山市からの委託 | | ・ 樹木管理(点検、伐採、剪定、枝打ち等 ・ 天守内及び本丸内への入城管理 ・ インフラ施設の維持管理 ・ 管理・便益施設の維持管理 ・ 防災施設の維持管理 ・ 公開・活用のための諸施設の維持管理 ・ 石碑の維持管理 ・ 石垣の維持管理 ・ 清掃 |
| | 杉の丸 | ・ 樹木管理(点検、伐採、剪定、枝打ち等・ 出入管理・ 曲輪内諸施設及び建造物の維持管理・ 防災施設の維持管理・ 石碑の維持管理 |
| | 大手道 | 道の維持管理インフラ施設の維持管理修景施設の維持管理公開・活用のための諸施設の維持管理案内施設の維持管理石碑の維持管理清掃 |
| | 城山外縁部 | ・ 樹木管理(点検、伐採、剪定、枝打ち等・ 石垣等への樹木の影響確認、点検・ 堀跡の維持管理 |
| 観光課 | 大山城前広場 松の丸 | ・ 諸施設全般の維持管理 ・ 公衆トイレの清掃と維持管理 |
| 土木管理課 | 犬山丸の内緑地 | ・ 公園関連施設の維持管理・ インフラ施設の維持管理・ 樹木管理(倒木処理、伐採、剪定等) |
| 7 L. 19 | 西御殿跡 | ・諸施設全般の維持管理 |
| 愛知県一宮建設事務所 公益財団法人犬山城白帝文庫 | 城山外縁部機の丸 | ・ 斜面防災施設・擁壁等の点検、補修・ 出入管理・ 敷地内の設備の点検と維持管理・ 清掃 |
| 宗教法人針綱神社 | 桐の丸松の丸 | 神社関連建築物等の維持管理樹木管理敷地内の施設等の点検と維持管理清掃 |
| 宗教法人三光稲荷神社 | 松の丸 | ・ 神社関連建築物等の維持管理・ 樹木管理・ 敷地内の施設等の点検と維持管理・ 清掃 |

(2) 活用事業の運営

活用事業の運営は、犬山城管理事務所(犬山市教育委員会歴史まちづくり課)が公益財団法人 犬山城白帝文庫の協力を得ながら、観光課、一般社団法人犬山市観光協会と連携して行っており、 企画・催事等の開催及び情報発信等を行っている。

(3) 調査・研究体制

平成16年(2004)4月に財団法人犬山城白帝文庫(平成25年4月1日より公益財団法人)が設立され、犬山城及び犬山城主の成瀬家に関する文献の調査・研究が本格的に行われるようになった。

また、平成 21 年度には、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が発足し、これまで観光部局が行ってきた管理業務等を移管して文化財として調査・研究を行うための体制を構築してきた。 犬山市では、平成 20 年に学識経験者等により構成する「犬山城城郭調査員会」を設置し、 石垣や堀、切岸等の城郭に関連する遺構等の残存状況を解明するための調査・研究を進めてきた。平成 21 年には、犬山城天守の耐震及び修理に関する事項について調査・研究を行うための「犬山城修理委員会」、令和元年(2019)には、犬山城の保存及び活用に関する事項について調査・研究を行う「犬山城保存活用計画策定委員会」を設置している。これらの委員会は犬山城の管理運営について指導・助言を受けるために昭和 40 年(1965)に設置された「犬山城管理委員会」の専門部会として設置されている。

現在は、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が事務局となり、公益財団法人白帝文庫をはじめ関係機関の協力を得て、犬山城管理委員会及び専門部会の指導の下、文化庁及び愛知県と協議を進めながら、史資料調査及び発掘調査等の調査・研究を行っている。

(4) 運営・体制における課題

- ・ 史跡指定地内には民有地が存在しており、それぞれの所有者により日常の維持管理が行われているため、地区により管理状況の差異が生じる可能性があるうえ、大規模災害時の防災体制等が定められていない。所有者間の密接な連携を図る必要がある。
- ・ 犬山城の保存・活用・整備を推進するためには、文化財保護をはじめとした多岐にわたる分野の知識が必要となるため、庁内だけでなく文化庁、愛知県を含む官公庁内の関係部局との連携を強化する必要がある。
- ・ 史跡犬山城跡は、これまで実施した発掘調査が一部に限られ、遺構等の残存状況が明らかに なっていない部分が多くを占めていることから、さらなる史実の解明を図るため、調査・研 究体制の強化を図る必要がある。
- ・ 大山城の保存・活用・整備事業を着実に実施していくためには、事業の進捗状況について体制を整えて検証する必要がある。
- ・ 大山城の保存・活用・整備を将来にわたって推進するためには、市民や民間団体との連携を 強化し、協働体制を構築したうえで、安定的に歳入を確保する必要がある。

2 運営・体制の整備の方法

(1) 各所有者と緊密な連携を図る

国宝天守及び史跡指定地の所有者と緊密な連携を図り、史跡全体として一定の管理水準の維持・向上を図る。

(2) 調査・研究体制の連携強化

学識経験者等により組織された犬山城城郭調査委員会及び犬山城修理委員会による助言、指導のもと、公益財団法人犬山城白帝文庫等との連携を図りながら犬山城の調査・研究を継続する

とともに、大学や研究機関等との連携を視野に入れ、将来にわたり継続的に調査・研究が進められる体制の構築を目指す。

(3) 官公庁内の関係部局との連携強化

犬山城の保存・活用・整備を推進するためには、文化財だけでなく、都市計画、景観、観光、 防災、公園緑地等多分野の知識が必要となる。

庁内関係部局、文化庁及び愛知県との連携はもとより、教育機関、その他関係機関との緊密な 連携体制を構築し、事業の円滑化を図る。

(4) 大規模災害時における危機管理体制の構築

「第5章 防災計画」に準じ、火災、地震、風水害及び土砂災害等の大規模災害に備えた危機管理体制を構築し、市民及び来訪者の安全性の確保に努める。

(5) 事業の評価及び検証体制の構築

保存・活用・整備事業の実現性及び実効性を把握するため、事業が着実に実施されているかど うかの評価・検証を行い、課題の抽出とその解決策の検討を図る体制を構築する。

大山市教育委員会歴史まちづくり課が主体となり、大山城管理委員会(専門部会)に報告した うえで、意見を聴取しながら事業の評価・検証を進めるものとする。

(6) 多様な主体との連携による事業の推進及び財源の確保

将来的に保存・活用・整備事業を継続・実施するため、市民活動団体やNPO法人等と連携したボランティア活動の推進や、民間事業者と連携した企画・催事の開催及び情報発信等、民間ノウハウを活用した事業の展開を検討し、運営・管理コストの縮減と新たな歳入の確保を図る。

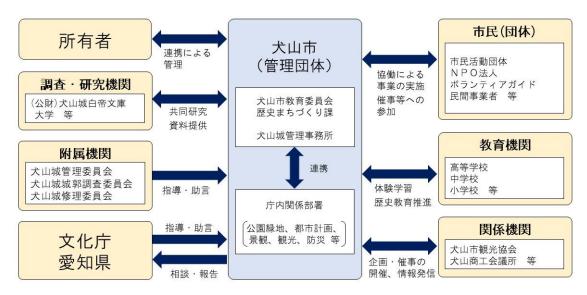


図 8.1 運営・管理体制の相関図